

茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則

〔平成10年7月16日
制 定〕

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の自己点検・評価を行うため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の実施報告の評価に関すること。
- (2) 外部評価（機関別認証評価、JABEE 審査、参与会等）の受審に関すること。
- (3) 別表1の教育点検・評価システムの点検・評価項目、点検・評価の観点及び点検・評価方法の検討、改善に関すること。
- (4) 自己点検・評価及び外部評価の公表に関すること。
- (5) その他、別表2の業務に関すること。
- (6) 茨城工業高等専門学校中期計画検討委員会規則第2条第2号に規定する年度計画の検討及び改善に関すること。（他の委員会等に属するものを除く。）

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（地域連携・評価）
- (2) 副校長（地域連携・評価）補佐
- (3) 各系及び一般教養部から選出された教員 各1名
- (4) 総務課長及び学生課長
- (5) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

第3条の2 前条第1項第3号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長（地域連携・評価）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副校長（地域連携・評価）補佐がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第4条の2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年7月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 8 月 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校教育点検・改善システムの運用に関する規則（平成 18 年 7 月 19 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 11 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 9 日から施行し、平成 27 年 5 月 27 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行する。
- 2 学則附則（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 2 項に規定する学科に在籍者が在学するまでの間、この規則による改正後の茨城工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則第 3 条の規定にかかわらず、在籍者がいる学科からも教員を選出するものとする。

附 則

この規則は、令和元年 6 月 13 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。